

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金 (追加分7万円) について

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯等に対し、「**1世帯あたり7万円**」を支給します。

1 対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日（令和5年12月1日）において、神戸町に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯。

※世帯全員が、令和5年度の住民税均等割が課税されている人に扶養されている場合は、対象になりません。

※租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方がいる世帯は対象になりません。

※既に他の市区町村で7万円の給付を受けている世帯は対象になりません。

②家計急変世帯

①以外の世帯で令和5年1月～12月までの間に予期せず家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が非課税世帯水準に相当する額以下となる世帯。

2 申請方法・支給方法

(1) 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円）を受給した世帯
令和5年6月2日から基準日までに当該世帯への転入者がいない世帯等、支給要件を満たしている世帯に対して、町から「支給のお知らせ」を送付します。3万円の振込口座に振り込む予定ですので、ご確認のうえ、**辞退や口座変更がなければ手続きは不要**です。

辞退や口座変更する場合は届出が必要ですので、**令和6年2月9日（金）**までに役場健康福祉課にご連絡ください。

(2) 確認書が届いた世帯

町から送付する「確認書」に過去の給付金支給時の口座が記載してあり、変更がなければ、記載要領にもとづき必要事項を記入のうえ **令和6年3月15日（金）必着**で返送してください。

口座の記載がなければ、記載要領を確認のうえ必要書類を添付して **令和6年3月15日（金）必着**で返送してください。

裏面に続きます。

(3) 家計急変世帯

役場健康福祉課で「申請書」を自ら入手のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に**令和6年3月15日（金）必着**で提出してください。

※収入が減少することがあらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

(4) 対象の可能性のある世帯（未申告者や転入者で税情報不明者を含む世帯等）

役場健康福祉課で「申請書」を自ら入手のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に**令和6年3月15日（金）必着**で提出してください。

3 支給時期

(1)に該当する世帯は、令和6年2月中旬から順次支給の予定

(2)～(4)に該当する世帯は、役場健康福祉課に確認書または申請書を提出後、20～30日後に支給予定

4 その他

①給付金制度を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

・支給された当該給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

お問い合わせは

神戸町役場 健康福祉課 福祉係

〒503-2392 神戸町大字神戸1111番地

電話：0584（27）0175（直通）